

補助対象内容

補助対象の項目は、
広く4つに
分けられています。

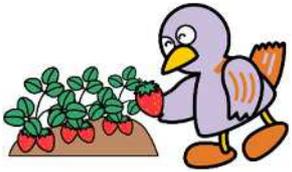
レジャー

文化・芸術

スポーツ

自己啓発

<補助対象例>

レジャー		文化・芸術	
遊園地の入場料	旅行時の宿泊費	美術館の入館料	華道教室の月謝
			
いちご狩り	日帰り温泉	観劇チケット代	発表会参加料
			
スポーツ		自己啓発	
ゴルフ場の利用料金	サッカー観戦チケット代	各種講座の受講料	資格試験受験料
			
マラソン大会参加料	バッティングセンター	<p>詳しい補助対象内容 は次のページから</p> 	
			

コバトン

補助対象内容一覧

分類	No.	補助対象内容	対象	家族分 合算	対象とならないもの
レジャー	①	遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、日帰り温泉、スーパー銭湯、ロープウェイ、ケーブルカー等	入場料 入園料 利用料	○	施設でのマッサージ、エステ、あかすりリラクゼーション、ヘアカット等の料金 交通費、ガソリン代、駐車場代、レンタカー代、カーフェリー代 飲食代、宴会代 お土産やグッズ等の物品購入代 コインロッカー代、シャワー代 道具や用具、ウェア等のレンタル代
			年間パス	×	
	②	宿泊施設、キャンプ場等の宿泊料	宿泊代 ツアー料金	○	
	③	ものづくり体験、乗馬体験等	体験料 利用料	○	
	④	バスツアー、遊覧船、いちご狩り等	参加料 利用料	○	
文化・芸術	⑤	コンサート ミュージカル 映画、演劇、歌舞伎 演芸、お笑いライブ 美術館、博物館 神社仏閣等	入場料 入館料 拝観料	○	祈禱料、初穂料等(お守りや御朱印等にかかるもの含) 音声ガイドレンタル料、パンフレット、目録代等
				年間パス	×
	⑥	華道、茶道、書道教室、陶芸教室、ピアノ教室等	体験料 会費(月謝)	×	楽器や道具の購入代、メンテナンス代、材料代、衣装代等
	⑦	展覧会、発表会、コンクール等への参加、出場	出展料 参加料	×	出展料に含まれない搬入・搬出にかかる送料、梱包料等 発表会の衣装、ヘアメイク代等
スポーツ	⑧	スポーツ観戦	観戦 チケット代	○	
	⑨	ゴルフ場 ボウリング場 テニスコート スキーリフト バッティングセンター スキューバダイビング等	プレイ料金	○	
		スポーツジム等	会費	×	オプションのタオルやシューズ等のレンタル代、水素水代等
	⑩	スポーツ大会参加	参加料	×	
自己啓発	⑪	各種講座、スクール、検定講習等	受講料	×	受講料(コース)に含まれない教材代、オンライン講座にかかる通信料等
	⑫	検定受験料	受験料	×	公費負担の検定料等

※合算できる家族は会員の二親等以内です。

「この場合は対象になるのかな？」

会員の皆様によくある疑問に対する解説集

レジャー関連

★ツアー、旅行代金について

新幹線、航空券等とホテルがセットになっていて各々の料金が記載されていない場合は全額対象となり請求可能です。

それぞれ別々に購入した場合や、明細に何が幾らか記載されている場合、ホテルの宿泊代や室料は対象となりますが、新幹線代や航空券代は対象外となります。

宿泊代や室料だけで5,000円以上であれば請求可能ですが、予約や入金をした日ではなく、旅行が終わってから請求してください。

例) 昼食付いちご狩りバスツアー👉全額対象です。

公共交通機関で目的地まで移動👉交通費は対象外です。

自動車で目的地まで移動👉ガソリン代、駐車場代は対象外です。

いちご狩り料金👉対象です。昼食👉対象外です。

★乗り物の料金について

単に目的地までの移動手段の場合は交通費となり対象外ですが、遊覧船やロープウェイのように、それに乗ること自体が観光とみなされる場合には対象となります。

★宿泊施設について。

例) 1泊朝食付5,500円👉全額対象です。

室料4,500円👉対象です。朝食1,000円👉対象外です。

一見、同じ金額と内容ですが、料金が別々になっている場合は、室料が5,000円未満なのでこれだけでは請求できません。他の500円以上の対象の領収書と合算することで請求可能となります。

例) 宿泊代1泊2名9,000円👉領収書の宛名が請求者本人で、家族の分も支払っている場合は全額対象ですが、家族と折半した場合は自己負担額が4,500円となりますので、他の500円以上の対象の領収書と合算する必要があります。



さいたまっち

★宿泊施設の定義について

夜行バス、ネットカフェ、漫画喫茶等はレクリエーション補助請求の宿泊施設には該当しません。テント等を含む屋根のある場所で寝具を用いて休息することができる場所が対象になります。（民泊は対象となります）

いずれも会員と家族が同行し、会員が支払いをした場合は家族の料金も合算可能ですが、子供だけで遊園地に入場し、会員は外の商業施設で買い物をしていた等、別行動の場合、家族の分は対象外です。同じ施設に、会員と家族が別々の日に入場した場合も会員分のみ対象で、家族の分は対象外です。

文化・芸術関連

★美術館、博物館、映画、演劇等の鑑賞（観賞）について

例）パンフレット付鑑賞券 6,000 円👉全額対象です。

鑑賞券 4,000 円👉対象、パンフレット 2,000 円👉対象外

こちらは一見同じ金額と内容ですが、料金が個別に設定されているので、別途 1,000 円以上の対象の領収書と合算する必要があります。

映画や演劇等の鑑賞として、DVD を購入、レンタルした場合の費用は対象になりません。サブスクリプションの加入、会費等の料金も対象外です。美術品の画集や写真集、博物館の DVD 等を購入、レンタルして観賞する費用も対象外となります。

★券売機での購入について

領収書を発行してもらえるかどうか、施設の方に尋ねてください。発行してもらえない場合には請求できませんので、恐れ入りますが他の対象施設等のもので請求をお願いいたします。

★年間パスポートについて

会員分のみ対象で家族の分は合算できません。また、購入日は2月中でも初回利用日が4月以降の場合は翌年度分の請求対象となります。初回利用日が3月の場合は対象になりませんので、ご注意ください。



★コンサート、ライブ等について

チケットを記念に保管しておきたい場合は、半券の写しを提出してください。（後から返却することはできません）

ファンクラブやプレイガイド等で、数ヶ月前にコンサートの予約、入金をした場合、すぐに請求される方がいらっしゃいますが、コンサートが終わってから請求してください。コンサート当日までに年度をまたぐ場合は翌年度分の対象となりますので、今年度は別の物で請求してください。コンサートの開催日が3月の場合は対象になりませんので、他の対象のものを探してください。

あくまでも、領収日ではなく利用日が基準となります。

スポーツ関連

★ゴルフの食事付プランについて

差額を払ってセット以外のメニューに変更した、セットではないドリンクを注文した場合の追加料金分は対象外です。セット料金内での飲食は対象のものとそうでないものが明確でない場合、全額対象となります。

★スキーのリフト券について

リフト券と板、ウェアがセットになった1日券等は全額対象になります。（他の分類と同様、個別の料金が明確でない場合）
別々の場合は、リフト券のみが対象となります。

★マラソン大会等、各種スポーツ大会への参加について

参加エントリーの代金は対象となりますが、コンサート等と同様、エントリーと入金が完了した時点ではなく、大会が終了してから請求をお願いいたします。この場合も大会の日が利用日となり、3月に開催される場合は対象となりませんのでご注意ください。

記念品等につきましても、参加料に含まれている場合は対象ですが、別途金額が明記されている場合や、希望者のみ購入等の場合は対象となりません。



★スポーツ協会の加入費用について
対象外です。

自己啓発関連

★各種講座について

独学でテキストを購入して勉強する場合のテキスト代は対象になりません。また、通学、通信で受講される場合も、授業料やコース料にテキストが含まれている場合は対象になりますが、別途購入する場合は対象外です。

オンラインで受講する際の通信料も対象ではありません。

★雇用保険の教育訓練給付制度の対象講座について

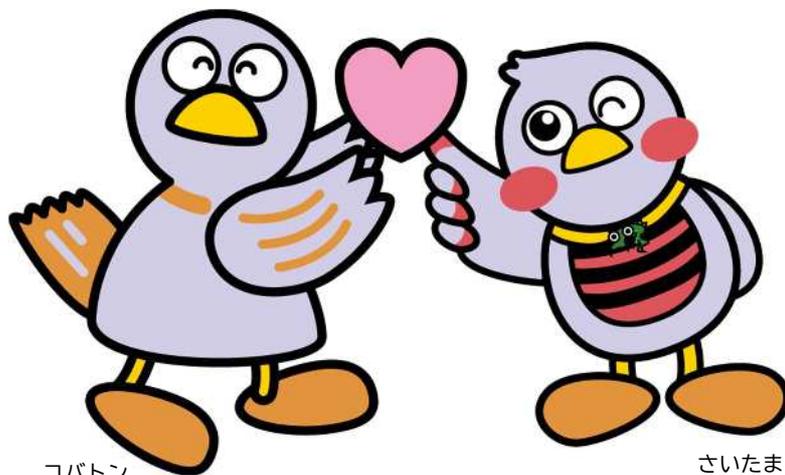
自己負担額が 5,000 円以上で、領収書等が添付可能であれば対象となります。

★一部公費で講座受講料が補助される場合について

自己負担額が 5,000 円を超えた場合も公務に伴う費用との判別が難しいため対象外です。

共通事項

基本的に対象のものと、そうでないものが初めからセットやコース料金になっていて、それぞれの内訳が不明の場合は全額対象となりますが、別々に購入した場合や、明細書に内訳が明記されている場合は対象のものだけで 5,000 円以上支払っている必要があります。ポイントやクーポン等で割引されている場合は、**割引後の金額**が 5,000 円以上かどうか確認してください。



コバトン

さいたまっち